

輪島市監査公表第31号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年1月24日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成30年1月17日（水）防災対策課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度の監査資料（平成29年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○防災対策課では、災害対策として国費や県費を導入した補助事業メニューなど、様々な取り組みがなされ成果を上げている。また、国の施策指導として平成34年11月までに防災無線のデジタル化の整備を行う必要があると聞く。市民の生命・財産を守るため、今後も職員一丸となり先駆的取り組みに尽力されることを期待したい。

○早急な災害対応等を行うには、地区の状況を把握した消防団員の活動が極めて重要である。そのため、消防団員の要望を把握し、最新カーナビの導入・備品の修繕及び新規購入など消防団活動の充実を図るための配慮がなされていることが伺えた。団員の報償費等の待遇改善は、平成26年10月に見直されているが、その業務内容を鑑みると今後も待遇改善等に前向きに思慮されたい。

○県の教育委員会では、本年度に県内の各学校に対し「災害時における学校施設利用計画」の作成を依頼している。市としても、教育部門と防災部門との連携を密にし、避難所としての体制や物品の配置等についての情報提供などがなされるように指導されたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。